



一日行政相談を開設します

「一日行政相談」を開設します。
国の仕事やサービスで困っていること、分からないことがありましたら、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】 総務課 ☎22-3111

窪川地域

- ◆相談日 11月14日（火）
- ◆時間・場所 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
農村環境改善センター 第1会議室
- ◆行政相談委員 森 英真



無料・
秘密厳守です

人権相談所開設のご案内

だれにも相談できずに、ひとりで悩んでいませんか？
さまざまな人権に関する相談や暴力に対する相談などを受け付けます。



無料
秘密厳守です

平成29年度 人権相談所開設日（開設時間 午前10時～午後3時） ※下線は予定です

しまんと社会福祉センター ☎22-1195	大正地域振興局 2階小会議室 ☎27-0112	十和地域振興局 2階（コミュニティセンターとおわ） ☎28-5112
12月6日（水） 野中・宮崎（由）	12月 8日（金） 岡林・横山	12月7日（木） 伊賀（修）・伊賀（ひ）
2月7日（水） 宮崎（正）・市川	2月 9日（金） 岡林・横山	2月1日（木） 伊賀（修）・伊賀（ひ）

【お問い合わせ先】 高知地方法務局須崎支局 ☎0889-42-0374

平成29年度 出張年金相談日

事前予約制
です

右記の日程で、年金事務所による出張年金相談所が開設されます。事前の予約が必要です。相談を希望される方は高知西年金事務所、または町民課国民年金担当に予約をお願いします。

事前に予約のない方は、お待ちいただくことになりますのでご了承ください。ご予約の際には、基礎年金番号（本人、配偶者）および相談内容をお伝えください。

日 時 12月6日（水）
午前10時～午後3時
開設場所 役場西庁舎（駅側） 1階会議室

〔予約・お問い合わせ先〕
高知西年金事務所 お客さま相談室
☎088-875-1717
町民課 国民年金担当 ☎22-3117

職場のトラブルは「総合労働相談コーナー」へ！

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、個々の労働者と事業主との間で、労働関係についての紛争が増加しています。高知労働局では、こうした個別労働紛争に対する援助サービスを無料で提供し、解決に向けたお手伝いをしています。職場のトラブルでお困りの方は「総合労働相談コーナー」をご活用ください。

【お問い合わせ先】 高知労働局総合労働相談コーナー ☎088-885-6027
須崎総合労働相談コーナー（須崎労働基準監督署内） ☎0889-42-1866

財政健全化法に基づく健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成28年度決算に基づく「健全化判断比率」ならびに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率（4指標）」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化基準（経営健全化基準）」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。今後も総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※ 早期健全化基準（経営健全化基準）および財政再生基準は、いずれも平成28年度決算に対する基準を表示しています。
※ 各指標の算定資料の書類などは、総務課（財政班）に備えています。

■健全化判断比率

指 標		四 万 十 町		[上 段] 早期健全化基準	備 考 (説 明)
		28 年度決算	27 年度決算	[下 段] 財政再生基準	
健全化判断比率	①実質赤字比率	— %	— %	13.57 % 20.00 %	一般会計などの実質赤字比率
	②連結実質赤字比率	— %	— %	18.57 % 30.00 %	全ての会計の実質赤字比率
	③実質公債費比率	8.0 %	8.3 %	25.0 % 35.0 %	公債費および公債費に準じた経費の 比重を示す比率
	④将来負担比率	— %	— %	350.0 %	地方債残高のほか一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債を捉えた比率

※ 「①実質赤字比率」および「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

■資金不足比率

指 標	公営企業会計名	四 万 十 町		経営健全化基準
		28年度決算	27年度決算	
⑤資金不足比率	水道事業会計	— %	— %	20.00 %
	簡易水道事業特別会計	— %	— %	
	下水道事業特別会計	— %	— %	
	農業集落排水事業特別会計	— %	— %	

※⑤資金不足を生じた会計はなく、算定されませんでした。（資金不足額がないため「—」で表示しています。）

財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

健全化判断比率（資金不足比率）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（または算定されない）ほど財政状況が健全であることを示しています。

次回11月号では「平成28年度決算の概要」についてお知らせします。



【お問い合わせ先】 総務課 ☎22-3111